平成 18 年 5 月 29 日

各　　位

会社名　　株 式 会 社　シンニッタン
代表者名　代表取締役社長 府内 泰生
(コード番号　6319　東証第1部)
問合せ先　取締役総務部長　神永 真
(TEL. 044－200－7811)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 29 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 75 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．変更理由

「会社法」（平成17年法律第86号）が平成17年７月26日に公布され、平成18年５月１日に施行されたことに伴い、用語および条数の変更、条文の新設、削除等を行うほか、より効率的で機動的に会社運営を行っていくことを目的として、主に次の変更を行うものであります。

(1) 当会社に設置する機関を定めるために、新設するものであります。(変更案第４条)
(2) 発行可能株式総数につきまして、法令の定める限度内で現行57,684千株から115,000千株に増加する規定の変更を行うものです。(変更案第６条)
(3) 現行どおり株券を発行する旨の規定を新設するものです。(変更案第７条)
(4) 単元未満株式について行使することができる権利を定める規定を新設するものです。(変更案第10条)
(5) 株主総会参考書類等の内容をインターネットを利用して開示することで株主の皆様に対して提供したものとみなすことができる旨の規定を新設するものです。(変更案第20条)
(6) 取締役の員数の上限について、事業規模の適正水準を考慮し現行の14名から10名に減じる規定の変更を行うものです。(変更案第21条)
(7) 取締役会運営の効率化を図るため、取締役会決議を書面等により行う旨の規定を新設するものです。(変更案第27条)
(8) 取締役および監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、それぞれの責任を法令の範囲内で減免できる旨の規定の新設と、優秀な人材の招聘を容易にするため社外取締役および社外監査役の責任を法令の範囲内で限定する契約をあらかじめ締結できる旨の規定を新設するものです。なお、取締役の責任免除の規定の新設つきましては、監査役会の同意を得ております。(変更案第31条、第41条)
(9) 会計監査人が会社の機関となったため、会計監査人に関する事項を定める規定を新設するものです。(変更案第 42 条、第 43 条)

２．変更の内容

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
株式会社シンニッタン　定款 第１章　総　　則	株式会社シンニッタン　定款 第１章　総　　則
第１条　当会社は株式会社シンニッタンと称し、英文では SNT CORPORATIONと表示する。	(商号) 第１条　当会社は、株式会社シンニッタンと称し、英文ではSNT CORPORATIONと表示する。
第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。 1.　鍛工品、機械器具、物流機器及び諸工具の製造ならびに販売 2.　建設用機材、公害防止機器、住宅及び同関連機器の製造販売ならびに施工請負 3.　前各号機器類等の賃貸借 4.　土木建設工事ならびに鍛造、金属加工設備及びその付帯設備の設計管理ならびに施工請負 5.　前号に関連するプラント輸出ならびに技術指導 6.　不動産の売買、賃貸借ならびに仲介斡旋 7.　金融業 8.　前各号に関連する一切の事業	(目的) 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 鍛工品、機械器具、物流機器および諸工具の製造ならびに販売 (2) 建設用機材、公害防止機器、住宅および同関連機器の製造販売ならびに施工請負 (3) 前各号機器類等の賃貸借 (4) 土木建設工事ならびに鍛造、金属加工設備およびその付帯設備の設計管理ならびに施工請負 (5) 前号に関連するプラント輸出ならびに技術指導 (6) 不動産の売買、賃貸借ならびに仲介斡旋 (7) 金融業 (8) 前各号に関連する一切の事業
第３条　当会社は本店を茨城県高萩市に置く。	(本店の所在地) 第３条　当会社は、本店を茨城県高萩市に置く。
(新　設)	(機関) 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
第４条　当会社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告を行うことができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、官報に掲載して公告する。	(公告方法) 第５条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告を行うことができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、官報に掲載して公告する。
第２章　株　　式	第２章　株　　式
第５条　当会社の発行する株式の総数は57,684千株とする。 ただし、株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	(発行可能株式総数) 第６条　当会社の発行可能株式総数は、115,000千株とする。
(新　設)	(削　除)
(新　設)	(株券の発行) 第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。
第６条　当会社は、商法第211条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	(自己の株式の取得) 第８条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
第７条　当会社の１単元の株式数は、100株とする。 当会社は、１単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。	(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第９条　当会社の単元株式数は、100株とする。 ２　当会社は、第７条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
(新　設)	(単元未満株式についての権利) 第10条　当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利
(新　設)	(単元未満株式の買増し) 第11条　当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
第８条　当会社は株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し之を公告する。	(株主名簿管理人) 第12条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ３　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。
第９条　当会社の株券の種類、株式の名義書換、質権の設定、信託財産の表示又はその抹消、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、実質株主通知の受理、その他株式に関する取扱い及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第13条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第10条　株主（実質株主を含む。以下同じ）、登録質権者又はその法定代理人は、その住所、氏名及び印鑑を当会社の名義書換代理人に届出るものとする。 前項に掲げた者が外国に居住するときは、日本国内に仮住所を定めて之を届出るものとする。 前２項に定める届出事項に変更を生じたときは、変更された事項を届出るものとする。 前各号の届出を為さないために生じた損害については、当会社はその責に任じない。	(削　除)
第11条　当会社は毎年３月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 本定款に定めるものの外、必要があるときは取締役会の決議により、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。	(削　除)
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第12条　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時之を招集する。	(株主総会の招集) 第14条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
(新　設)	(定時株主総会の基準日) 第15条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。
第13条　株主総会の議長には取締役社長之に当たり、社長事故あるときは、予め定めた順位により他の取締役が之に代る。	(招集権者および議長) 第16条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第14条　株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数で行う。 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上で行う。	(決議の方法) 第17条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ２　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
第15条　株主は他の議決権を行使しうる株主に委託して、その議決権を行使することができる。	(議決権の代理行使) 第18条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ２　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
第16条　株主総会に於ける議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、議長及び出席取締役之に記名、捺印して、10年間本店に、その謄本を５年間支店に備え置くものとする。	(議事録) 第19条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。
(新　設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第20条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第４章　取締役会	第４章　取締役および取締役会
第17条　取締役会の招集は、会日より４日前に各取締役及び各監査役に対してその通知を発する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 取締役及び監査役全員の同意あるときは、招集手続を経ないで取締役会を開くことができる。 第18条　取締役会は特に法令又は定款に定める事項の外、会社の重要な業務執行を決定する。 第19条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって之を決する。 第20条　会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって定める。 第21条　取締役会に関する規定は、別に取締役会の決議をもって定める。	(員数) 第21条　当会社の取締役は、10名以内とする。 (選任方法) 第22条　取締役は、株主総会において選任する。 ２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (任期) 第23条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
第５章　取 締 役 第22条　当会社に取締役14名以内を置く。 第23条　取締役は、株主総会に於いて選任する。 第24条　取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって之を行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 第25条　当会社は取締役会の決議により代表取締役若干名を定める。 取締役会はその決議により会長１名、社長１名、副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。 会長は取締役会の議長となる。会長事故あるとき又は会長を置かないときは、社長が之に代り、社長事故あるときは、取締役会の決議により予め定めた順位により、他の取締役が之に代る。 第26条　取締役の任期は、就任後２年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 第27条　補欠又は増員により就任した取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。 第28条　取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会で之を定める。	(代表取締役および役付取締役) 第24条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ２　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 (取締役会の招集権者および議長) 第25条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。 ２　取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (取締役会の招集通知) 第26条　取締役会の招集通知は、会日の４日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議方法) 第27条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 ２　当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
(新　設)	(取締役会の議事録) 第28条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。
(新　設)	(取締役会規則) 第29条　取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。
(新　設)	(報酬等) 第30条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。
(新　設)	(取締役の責任免除) 第31条　当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ２　当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度としてその責任を負担する契約を締結することができる。
第６章　監査役会	第５章　監査役および監査役会
第29条　監査役会の招集は、会日より４日前に各監査役に対してその通知を発する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。監査役全員の同意あるときは、招集手続を経ないで監査役会を開くことができる。 第30条　監査役会は特に法令又は定款に定める事項の外、会社に於ける監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を決定する。 第31条　監査役会に関する規定は、別に監査役の決議をもって定める。	(員数) 第32条　当会社の監査役は、６名以内とする。 (選任方法) 第33条　監査役は株主総会において選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (任期) 第34条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
第７章　監 査 役	(常勤の監査役)
第32条　当会社に監査役６名以内を置く。 第33条　監査役は株主総会に於いて選任する。 第34条　監査役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって之を行う。 第35条　監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 第36条　補欠により就任した監査役の任期は、前任監査役の残任期間とする。 第37条　監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。	第35条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集通知) 第36条　監査役会の招集通知は、会日の４日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。 (監査役会の決議方法) 第37条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
第38条　監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会で之を定める。	(監査役会の議事録) 第38条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。
(新　設)	(監査役会規則) 第39条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。
(新　設)	(報酬等) 第40条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
(新　設)	(監査役の責任免除) 第41条　当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ２　当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度としてその責任を負担する契約を締結することができる。
(新　設)	第６章　会計監査人
(新　設)	(選任方法) 第42条　会計監査人は、株主総会において選任する。 (任期) 第43条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。
第８章　計　　算	第７章　計　　算
第39条　当会社の決算期は、毎年３月31日とする。	(事業年度) 第44条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。
第40条　利益配当金は、毎決算期末の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。	(剰余金の配当の基準日) 第45条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。 ２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第41条　取締役会の決議により、毎年９月30日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当（商法第293条ノ５の規定による金銭の分配をいう。以下同じ）を行うことができる。	(中間配当) 第46条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる。
第42条　利益配当金及び第40条の中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されない場合は、当会社はその支払の義務を免れるものとする。 前項の未払金には、利息をつけない。	(配当金の除斥期間) 第47条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以　上